

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 2 回 松阪市障害者地域自立支援協議会全体会
2. 開 催 日 時	令和 5 年 2 月 8 日（水）13 時 30 分～15 時 15 分
3. 開 催 場 所	松阪市福社会館 3 階大会議室
4. 出席者氏名	（委 員）齋藤洋一、中井正幸、寺本博美、世古佳清、河原洋紀、 瀬田正子、海住さつき、深川誠子、八田久子、中谷剛士、 三村作典、小林俊子、福本詩子、前川佳大、井村彰 （事務局）榎原典子、西嶋秀喜、林 純子、山村千穂、平野千里、 小山賢司、寺井俊二、島 優子
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	1 名
7. 担 当	松阪市障がい福祉課 障がい福祉係 山村 電話 0598-53-4188 FAX 0598-26-9113 e-mail : shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

○協議事項

- ・松阪市障害者地域自立支援協議会について
- ・ワーキングチームについて
- ・その他

第 2 回松阪市障害者地域自立支援協議会

R5.2.8 (水) 13:30~15:15 (1 時 45 分)

事務局 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和 4 年度第 2 回松阪市障害者地域自立支援協議会を開催させていただきます。

～中略～

なお、本日は手話通訳者の方にご協力をいただきながら進行してまいりますので、各委員におかれましてはご発言にあたり、マイクがお手元に届いてからゆっくりと大きな声でお名前をおっしゃっていただき、ご発言いただけますようご協力をお願いいたします。

～中略～ (挨拶、副会長の選任)

それでは、議事の進行につきましては会長に議事をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

会長 それでは議事に入りたいと思います。事項書に従いまして進めていきたいと思えます。1 番目の(1)松阪市障がい者計画等の進捗状況について、事務局の方からご説明をよろしくをお願いいたします。

事務局 失礼いたします。それでは障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況についてご報告いたします。

まず、お手元の計画書 3 ページをご覧ください。3 ページにある障がい福祉に係る計画は 3 つの計画があり、令和 3 年度から令和 8 年度までの第 5 期松阪市障がい者計画、それから令和 3 年度から令和 5 年度の 3 か年の第 6 期松阪市障がい福祉計画、第 2 期障がい児福祉計画がございます。計画期間 6 か年の障がい者計画は、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めており、中間期となる令和 6 年度に 3 か年の実績での評価を予定しております。

また、第 6 期松阪市障がい福祉計画・第 2 期松阪市障がい児福祉計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までの障害福祉サービスや地域生活支援事業について、目標値やサービス提供体制の確保及びサービス量の見込み等を定めた計画でございます。

これらの計画は PDCA サイクルに沿って各サービス、事業等の進捗状況や計画を推進していくための方策について点検・評価を受けることとなっております。

それでは、事前にお配りした資料、令和 3 年度の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の資料に基づき説明をさせていただきます。まず初めに成果指標でございます。成果指標につきましては、国が定める基本指針を考慮して、それぞれ成果目標を定めることとなっております。本計画においても、国の基本指針及び三重県の策定方針に基づいて 7 項目について成果目標を定めており、順次ご説明をいたします。

まず、(1)施設入所者の地域生活への移行は、国は施設入所や長期の入院から地域で生活する、地域移行を進めておりました、松阪市での令和元年度末時点の入所者数が168人で、令和5年度末時点での入所者の目標を3名の減で165人、そして地域移行者の目標を11名としているところ、令和3年度の状況ですが、入所者数が161人、地域生活に移行した人が4人となっており、地域移行が進んでいる状況が覗えます。

次に、(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築は、令和3年度計画時点で「実施」としております。目標等は三重県が設定する目標値を参考としたもので、「関係機関との協議の場の設定」としており、松阪・多気地域自立支援連絡協議会の精神障がい者地域移行支援部会において、地域移行支援の取り組みについて、市町、三重県の障がい福祉担当職員、松阪保健所職員、相談支援事業所の相談支援員等で構成し、精神科病院の参加・協力を得ながら、継続した「協議の場」を持っています。

次のページにまいりまして、(3)地域生活支援拠点等の整備でございますが、障がいのある人の高齢化、障がいの重度化、親亡き後を見据え、地域での生活における緊急時の受け入れなどに対応できるよう、地域全体で地域生活を支える仕組みを形づくることとしており、令和5年度末までに1か所の整備を行う目標としております。これについては、現在、自立支援協議会の地域生活支援拠点準備会において協議をしており、令和5年度中に設置を目指しております。

次に、(4)福祉施設から一般就労への移行等ですが、国の方針では、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などを通じての一般就労への移行の目標値が設定されており、それに沿った目標値となっています。令和元年度における市内の福祉施設からの一般就労への移行者数は年間7人でした。令和5年度の一般就労移行者数は10人を目標としておりましたが、あくまで令和3年度の実績でございますが、10人ございまして、ほぼ目標通りに進んでおります。

次に令和元年度の就労移行支援から一般就労への移行者数は2人で、令和5年度の目標数は3人のところ、令和3年度の実績は5人でございます。このことは、就労移行支援事業所様の日頃の取り組みが数字として表れてきたと考えております。

次に就労継続支援A型から一般就労へ移行された方は目標2人のところ4人が移行されました。次に就労継続支援B型から一般就労へ移行された方は目標5人のところ1人でございます。

次に就労定着支援を利用して一般就労する利用者数は、目標値7人のところ4人ございました。市内に就労定着支援事業所はございませんが、市外事業所のサービスをご利用いただいております。

続きまして次のページの(5)障害児通所支援等の地域支援体制の整備についてでございますが、いずれの項目も令和5年度末の目標設定でございますが、令和3年度の状況を記しております。

まず、児童発達支援センターの設置数・設置単位は1か所の実施で、これは通称「そだち

の丘」のことで、松阪市子ども発達総合支援センターのことでございます。令和3年4月1日から児童発達支援センターとして位置づけされました。

次に、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築ですが、申し訳ございません。令和3年度の状況が資料の方では1か所となっておりますが、2か所の誤りでございますので訂正させていただきます。「そだちの丘」のセンター化に伴い、保育所等訪問支援を実施することとなったのと、民間事業所においても、令和3年度中にサービスを開始しており、2か所となっております。主に重症心身障害児支援事業所は、児童発達支援・放課後等デイサービスともに3か所となります。

次に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場でございますが、地域ネットワークを協議の場とするとしており、具体的には三重県南部医療的ケア地域支援連携会議、通称みえる輪ネットを三重県南部の16市町で組織しており、そこで協議の場を設けております。医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置でございますが、圏域で配置することになっておりまして、資料では支援の方0人となっておりますが1名でございます。訂正をしてください。

次に(6)相談支援体制の充実・強化等でございますが、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備は、市単独の整備としております。

市単独の整備とは、複数市町で総合的な相談・専門的な相談について、委託相談や基幹相談として委託する場合もあることから、松阪市においては松阪市として社会福祉法人愛恵会へ総合相談センターマーベルとして委託を行い、市の障がい福祉課に相談担当職員を配置し、松阪市の総合的・専門的な相談体制を構築していることを指します。

その具体的な取り組み内容といたしまして、表の区分にあります3つの項目の数値をご覧ください。地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言でございますが、相談支援機関からの電話による相談等を含め実績49件、地域の相談支援事業者の人材育成として34件、地域の相談機関との連携強化の取り組みとして24件の実績となっております。

次のページにまいります。(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築でございますが、下の表の区分をご覧ください。障害福祉サービス等に係る各種研修の活用は、三重県における障害福祉サービス等に係る研修などの活用を行っております。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、毎月請求に係る審査において、これまでの審査結果について市で分析し、その結果のデータを蓄積しております。そして蓄積したデータと毎月の請求分データと突合し、市町審査の際、事業所にファックスにて情報を共有し、円滑な請求事務となるよう取り組みを進めております。

続きまして、次のページの障害福祉サービス等の項目について説明させていただきます。ご承知のとおり、令和元年度末から新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、社会に様々な影響が出る中で、障害福祉サービスにおいても、障害の当事者の方がサービスの利用を自粛

しなければならなくなったり、事業所側も受け入れを制限せざる得なくなったりと様々な影響が現れました。令和2年度についてもそうですが、今回ご報告させていただき令和3年度の実績についても、そういった影響が含まれているものがあるということをご承知おきいただければと思います。

まず、(1)訪問系サービスでございますが、全体的に伸びておりまして、一部、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度に減少していたものについても、令和3年度には再び増加に転じております。特に行動援護については、需要がある中で、支援体制も整ってきていることもあり、高い増加率となっております。

次のページにまいります。(2)日中活動系サービスでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したり伸びが抑えられたりしているものがあるものの、特に就労系サービスについては、概ね計画の見込み通りかそれ以上に利用が増加してきております。

次に(3)居住系サービスでございますが、障がい者の地域移行を進める上で必要となるグループホームを増やしていきたいことから、計画において共同生活援助、グループホームの利用者数について、積極的な見込数値を設けているもので、令和3年度の実績がその目標には達してはいないものの、利用者数は着実に伸びがみられることとございます。それからその下の(4)相談支援については、令和2年度から横ばいの数値となっております。

続きまして、次のページの地域生活支援事業についてでございますが、まず、市町村に実施が義務付けられております必須事業につきまして、令和3年度については、成年後見制度利用支援事業は減少、意思疎通支援事業については令和2年度と比べると減少しておりますが、平成30年度・令和元年度と比べると横ばいの状況となっております。日常生活用具給付等事業は、障害のある人の日常生活がより円滑に行えるための用具の給付等をしている事業ですが、令和5年度までの横ばいの見込みとしているところ、令和3年度は令和2年度と比較して増減まちまちとなっております。それから移動支援事業については、コロナ禍前の令和元年度以前の水準から減少したままとなっております。

最後の地域活動支援センター機能強化事業についてご覧いただきますと、各年度「未実施」となっておりますが、すべて「実施」の誤りですので、訂正をよろしくお願いいたします。

この事業は、委託にて実施しておりますが、同事業についての国の補助対象ではないため「未実施」と記載いたしました。誤りでございまして、事業そのものは実施しております。

それから、次のページへまいります。地域生活支援事業（任意事業）は市町村の判断により行う事業でございますが、こちらも重度障がい者訓練事業、知的障がい者（児）生活訓練事業、知的障がい者（児）体育レクリエーションなどが、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく減少等しており、その他についても影響がみられます。

最後に障害児通所支援等についてでございますが、障がいのある子どもの支援ニーズは年々高まりを見せておりますが、それに対する相談支援、サービス提供体制の充実から、いずれの項目も増加が続いているところでございます。

以上で障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

会長 (1)につきまして、事務局からご説明がありました。ご意見とかご質問があれば挙手をして、お名前をおっしゃって、ゆっくりとお話をさせていただければと思います。

会長 はい。委員Aさんどうぞ。

委員A すみません。委員Aですけれども、ちょっと私わからんところあるんですけども、この自立支援協議会は先ほど説明あったことのチェックをする機関なんですか。それはどこの法律に書いてあるかというのをまず教えていただきたい。ただレポートだけやったらその場で答えてもらったらいけど、そういうチェックをせなあかん機関かどうかということ、もしそうでしたら、それはどこの法律に書いてあるかということをお教え願いたいのが一つ。もう一つは、先ほどコロナのことは令和元年度からっておっしゃったけど、コロナは令和2年度から始まっているんですよ。令和元年度にはそんなこと何も起こってないと思うんですけども。この二点お願いします。

会長 はい。では、お願いします。

事務局 まず一点目の障がい福祉計画、障がい児福祉計画のどこにチェック機能についての記述があるかということですが、これにつきましてはマニュアル等の中で自立支援協議会の役割についてありまして、その中で障がい福祉計画と障がい児福祉計画についてはこの場で点検、評価を行っていくことが基本とうたってございます。また、その元を言いますと、総合支援法に辿り着く形になりますので、それを踏まえてということをお願いします。総合支援法に基づき国も通知文書等がありまして、その中で具体的にうたわれるということでご理解いただければと思います。

令和元年度についてですが、確か令和元年度の2月、3月に学校が休校になりました。令和元年度の最終という時ですね、障害福祉サービス事業者さんにも様々なご無理を申し上げながらできるだけみていただいくようにしていただいて、2月、3月あたりで影響があったということですが、また居宅の事業所さんにも随分ご迷惑かけたと記憶しております。よろしくお願いいたします。

会長 委員Aさん、説明がありましたけれども、ご理解いただけたでしょうか。

委員A すみません。総合支援法の第何条でやっとなるかというのを教えてください。

会長 事務局、お願いします。

事務局 失礼します。総合支援法の第89条の3でございまして、これを受けて国の方から自立支援協議会の役割ということで、協議会の設置運営について平成25年に通知文が発表されております。その通知文に沿って各マニュアル等もできてございまして、その中で点検等ということでお願いしたいというふうに考えています。よろしくお願いいたします。

会長 はい。委員Aさんよろしいでしょうか。法的根拠についてということで要望されたけどよろしいですか。

こうした計画を進めていく上で必ず法的な根拠がある。法律がなければ、そして計画がなければ実際の仕事は進みません。そういう意味では全く何もない状態で進めているわけではない。協議会の役割について規定事項があり、法律と同じような解釈でいいと思います。国からの場合はね。それに則って、こうした協議会を作って、この計画の進捗状況について点検、評価をするのが協議会の役割と理解しておいた方がいいんじゃないかと思いますが、よろしいでしょうか。

他になれば。はい。委員Bさん。

委員B 委員Bです。すみません。この表ですけど、いろいろあるんですけど、うちの会の人が多くて。表に入っているか把握できてないんですけども。例えば同行援護。お泊りはいかんとかいろんな制約があつて。それから重度障がい者の生活支援なんですけど、これも重度訪問介護なんですけども、これもヘルパーさんの人数とか、それからいろんなことがあつて、それで重度の人たちはなかなか受けられないということでちょっと悩んでおります。あと、地域で生きていくということについては、私たちの会は、子どもがどうしても人の手を借りやんならんという時に、親が高齢になってきて子どもの面倒みられなくなった、その時にグループホームとか、一緒に暮らしていける重度訪問介護が必要なんです。そういう時に、ヘルパーさんの数が少なかったり、それから施設もなかなかできないということで随分悩んでおります。この数字というのは重度の人がどれぐらい入れてもらってあるのか。

それから、児童の支援体制なんですけど、本当に重度な人は幼稚園なんかへ行かしてもらおうということがないので。この資料は全部ひっくるめて全体の資料になっていますので、重度の人がどれぐらい支援していただいているのかちょっと私不安に思っています。

会長 この表にページがふってないので、何ページの部分をおっしゃっているか私もよくわからなかったんですが、全体の話ですか。

委員B はい。

会長 点検項目についての数値、具体的にはね。それが細部にわたって書かれているのかということだろうと思っております。全体として集計した形になっているからそういう数字なんだけれども、具体的な数字が知りたいけれども、どうでしょうかということでもいいんでしょうか。

事務局 失礼いたします。国の方が地域移行を進めているのは、たぶん皆様ご承知かと思えます。そんな中で、一番最初の表の部分ですね、施設入所者の地域生活への移行という部分で、施設に入る人を減らしていこうという国の目標設定が元々ございました。そのなかで国の目標設定を達成するためには、松阪市としては3名の減ということで、国の指針に沿った数字を出してあるということでございます。そんな中で、委員Bさんがおっしゃられるのは、地域で施設入所者が減る中で、地域で生活できるような環境が整っているのかというご意見かと私は思ったんですが、それについてはですね、現在、松阪市におきまして、以前より重度の方を受け入れていただけるようなグループホーム、日中サービス支援型の事業者さんが1か所できて、19名の受け入れをいただいています。支援区分5、6の方がほとんどです。訪問支援事業所さんにつきましても少しずつですけども、この訪問系サービスというところの上から2番目の重度訪問介護にあたりますが、この事業をご利用いただいている方もずっと9名ぐらいだったんですが、令和3年度実績で11名となりまして、重度訪問介護の受け皿としても以前より増えています。しかしながら、足踏み状態で、事業所さんにしても、人材確保が難しいという意見を私どももいただいているところでございます。

また先ほどの訪問系サービスの重度障害者等包括支援事業所が実際はないというような状況で、なかなか受け皿としては難しいです。それで、重度訪問介護としては松阪多気地区で45の事業所さんがあるのですが、実際、サービスを受けていただこうとなると、なかなかヘルパーさんの数が足りないというのが現状です。人材育成が非常に大事ですけど、三重県の方でも強度行動障害や重度の心身障害を持った方の研修会等は計画的に行っていただいております、参加される方を促進していただいておりますが、なかなか人材が増えていかないのが今の実情でございます。しかしながら、相談支援専門員が家庭の実状に応じてサービスの提供をしていかないといけないということで、市の方に計画をいただいております。そういった場合は審査会にかけさせていただいて支援させていただきますので、どうかご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

会長 委員Bさん、よろしいでしょうか。数字の問題と受け入れ体制ですね。仕組みの問題と分けて考えないと。今あるシステムと人員でどれだけサービスができているのか、実際にそれを利用されている方が何名みえるかという数字だけなんですね。だから受け入れる体制そのものは別に考える必要があると思いますけれども。そういうことでご理解していただければ。よろしいでしょうか。

委員B すみません。重度訪問介護の支援でも、軽度の人とか重度の人とか、全部一緒くたに考えられて、その数字が出てきとるということで、私はちょっとおかしいと思います。重度の人はいつまで経っても支援が受けられない。受けられないので大変なことになっているんです。例えば重度訪問介護はヘルパーさんのお給料が少ないもんで、それで手のかかる重度の人にはちょっと遠慮しますということでなかなか受けていただけない。そんな事情もありますので、軽度とか重度とかそういうのだけではないと思うんですけど、そこらへんを考えた数字で出していただければ私もそうなんやと思いますけど。

何もかも一緒くたの数字が出てきとるわけですよ。だから、こういう重度の人は、本当にこれだけの人が必要なので、一般的にこれでいいやろということではなかなか受け入れてないところがあるんです。そこらへんも考えていただきたいです。

会長 はい。数字というのはなかなか難しいということと、それから見込みをどれだけはかるかというのは非常に難しい問題なんです。潜在的な数字がどれだけあるかということを見込んで上で計画を立てていかなければならないし、実際に利用された人しかここには出てこないから。おっしゃるように、利用したいのにできないという人は数字に表れない。この数字をどう把握するかというのが、これはまた別の方法で考えなくてはいけないと思います。委員Bさんのおっしゃる通りだと思いますけども、この数字。ただこの数字というものは確かだけでも、これに振り回されないように、長い目で考える必要があると思います。統計数字の見方って非常に難しい部分がある。そのところはそれぞれ皆さんがもう一歩踏み込んだらどうなるかというのを見る必要があるということです。ただここにあるのは、今出てきた数字だけです。そういうふうに理解しておくしかないかなと思います。これは一つの課題になるだろうと。我々のね。他に何か。

委員A その関連でちょっと。

会長 はい。委員Aさん。

委員A 委員Aと申します。先ほどの同行援護のことですけども、同行援護はですね、通勤、通学には使えない。ということはですね、私、あるお母さんに聞いたんですけども、その方は毎日学校に送って行っているんです。義務教育ですよ。ですけども、何か家の用事ができても親は送って行かなくてはならない。それとですね、通勤は、重度の人については同行援護は使えない。ですけども、国は障害者雇用率を高めよって相反することを言うとはるんです。何で通勤しにくいのにそんなことをしとるかというのと、やっぱり制度の問題もあるんで、松阪市も少し弾力的にその制度を使えるように。数字のチェックばかりしとったらその枠にはめるだけで。私は先ほど自立支援協議会はどんなことをやる必要があるのかミッションを聞きました。この福祉計画は前年がこうやったでそういう計画作った。障がい者計画に

ついては、もう少し幅をもった計画を作ってもらおうことが、私は松阪のより良い障がい者のための施策だと思います。以上です。

事務局 失礼します。同行援護の制度は国の自立支援給付にあたります。これにつきましては、国の決まり通りの運用になってくるかと思うんですが、しかしながら市町村事業の中で移動支援事業というのもございまして、その中で松阪市といたしましては3ヶ月間通学等ですね、その方が慣れるまでという期間付きですけども、柔軟な運用としてやっている部分もございまして、ご理解いただけたらと思います。また、事務局から説明いただきます。

事務局 先ほどの説明に少し補足をさせていただきたいと思います。先ほどおっしゃられた同行援護での通学、通勤については国の方では認められていないということだったのですが、実は通学について松阪市ではこれまで認めていただいたことがございます。というのは、小学校の低学年の時はご家族の送迎をさせていただいていたんですが、これから社会に出て行く本人に対して小学校4年生からは同行援護を特例として認め、学校までの通学を認めていただいたような事例がございまして。ということで、その方々がおかれた環境によって、また、親御さん、ご本人のお考えによっては柔軟とは申し上げませんが、松阪市も鑑みてそういう支給決定をしていただくとという事例がございまして。

あと生活訓練事業所さんのご利用をいただきながら通勤をしていただいて、練習を重ねていただいた方もおられます。ただ、やはり練習をしなければ通勤、通学ができない環境というのがご本人にとっても辛いことかなと思いますので、先ほどご意見頂戴したことを松阪市さんと、また県や国とも協議ができるような場になればいいなと考えております。補足説明は以上です。

委員A それに対する補足です。

会長 はい、委員Aさん。

委員A 委員Aです。何度もすみません。先ほど、事務局がおっしゃられました移動支援を使ってくださいって今、業者行けますか。自由に移動支援使わせてくださいって。移動支援の単価は安いので業者は受けないと私は思いますよ。例えば、小学校の子で足が悪かったら親が送ってかなあかんやんか、毎日。年齢は関係ない。そんなん4年生までしか義務教育行かんのか。足の悪い人で地元の学校へ行っとる人たくさんみえると思います。そやけど、1年生の時の3学期だけええんやとかそんなこと言われるんですけど。私にもそのことをすぐく言っている親がみえる。やっぱりこのへんについては柔軟性が大事かなと私は思います。多分、日本にも国連が勧告を出すと思います。その中に入ってくるんかなと私は思っています。

会長 はい。話が具体的な方に行っている部分があるので、実際にいろいろと計画を進めていく上での問題点というか、その中での一つ一つの話だろうというふうに考えざるを得ない。ただこれをどうするかという問題ではなくて、まず我々はこの数字について、その裏に何があるかということについて委員Aさんとか、委員Bさんの方から貴重なご意見があったというふうに受け止めていいかと思います。いかがでしょうか。他によろしいでしょうか。

会長 はい、委員Bさん。

委員B すみません。学校の付き添いなんですけど、聞くところによりますと、障害だけではなくて病気のある人も、親はついてきてくださいねって言われとんのやわって聞いたことがあるんですけどそれはどうなんですか。私の時はずっと昔なんやけど、ずっとついていたんです。1時間バスに乗って、そこで子どもが授業を受けとる間ずっと帰るまでついていたんですよ。今はそうやってついていかなくていいとなったもんで。

事務局 昨年、医療的ケア児の法律が成立しまして、それに沿って各保育園、幼稚園、小学校等については、子どもさんだけで通学ができて、学校や保育園に来れるような形で、看護師さん等配置をして、しっかりフォローしなければならないという法律ができました。市町村はそういった取り組みを進めとるわけです。松阪市においては、もう少し前からこういった取り組みは各幼・保、小学校等で進めておるところでございますので、医療的ケアが必要な子どもさんの環境が随分良くなったんじゃないかというふうに考えておるところでございます。よろしくをお願いします。

会長 この限られた時間の中で、いろいろ話をするにはですね、多分下手すると1時間半では終わらないでしょうからよろしいでしょうか。それでは、1番目の議題は以上とさせていただきますと思います。

それでは、2番目。これから「ワーキングチーム」についてそれぞれご報告をお願いしたいと思います。名簿順でお願いしたいと思いますので、まずリエゾンさんの方からお願いしたいと思います。全部お話をお聞きしたあとで、ご質問等をお願いしたいと思います。それではリエゾンさんをお願いします。

委員C 三重県相談支援専門員協会松阪支部リエゾンに所属しております、委員Cといたします。よろしくお願いいたします。前回のですね、自立支援協議会以降、リエゾンの活動としまして、障がい福祉課さんをオブザーバーとして、毎月交代でリエゾンの会の方に参加していただきまして、障がい福祉課のワーカーさんと一緒にリエゾンの現状の方ですね、確認をしていただいています。リエゾンとしても、障がい福祉課さんがそのような形で入ってき

ていただいたことに非常に有難く思っております。今後もそういった形で一緒に協議の場でオブザーバーとして来ていただいて、話を聞いていただければと思っております。

リエゾンの実際の活動としましてはですね、各相談支援事業所さん、リエゾンに所属している事業所さんが集まっていたいて、現状困っているケースの共有、それに対する各事業所さんの助言とかですね。あとは皆さんの現状の共有であったり、新規事業所の情報共有であったり、各勉強会ということをしていただいております。

新たな取り組みとして各障がい者団体のご家族さんと顔の見える関係づくりをリエゾンとしては作っていきなというところで。今ですね、11月から身体障害者福祉協会の方やまつの会の方からお話を伺ったりしている形で順番に各団体の皆様から、今ご家族さんとして関わって、困っていることや会の方でどういった活動をされているのか聞かせていただいて、リエゾンの相談支援専門員の資質の向上であったり、実際の状況を把握して今後、相談支援専門員としてどのような関わりが求められていくのかということをお勉強させていただきます。2月以降も手をつなぐ親の会さんや、ろうあ福祉協会さんとかという形で順番でちょっと入っていただいてお話を伺っていくことをしております。リエゾンとしては以上です。

会長 はい。ありがとうございます。次はじょいんさんの方からお願いをしていたんですが、体調不良で急遽欠席となりました。従いまして事務局よりご報告をさせていただきたいと思います。事務局お願いします。

事務局 はい。松阪市訪問介護事業所連絡協議会じょいんの活動内容につきまして、代表の委員様が本日欠席ですので、こちらからご報告させていただきます。じょいんが松阪市内における訪問系で居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護等の事業所や関係機関が顔の見える関係性を作り、困難事例への対応のあり方や、地域の社会資源の開発や改善について話し合いながら、横のつながりを構築し、利用者・保護者・事業者行政に公平・公正な事業を展開できるように改善・提言を行うことを目的としています。

年4回の開催で、第1回は5月16日に人材不足、社内研修についてのグループトークと発表、第2回は8月22日に市長との座談会を行いました。第3回の11月21日には6事業所16名が参加し、訪問歯科衛生士を招いて誤嚥性肺炎の予防、口腔ケアの方法について研修を行いました。次回は今年20日に予定をしております。

会長 はい。ありがとうございます。それではグロウスさんお願いしたいと思います。委員Dさん、お願いします。

委員D はい。グロウスの会の委員Dと申します。グロウスの会はですね、第3回目の打ち合わせ会ということで、11月22日に開催をさせていただきました。皆様のお手元に報告書

1枚を配付させていただきました。その記載の通りです。今回の会の時に障がい福祉課の方にもご参加いただき、いろんな意見聴取をさせていただいた次第でございます。この11月の時に夏休み期間にどういう取り組みをしていたかこちらに上げさせていただきました。コロナ禍ですので、各事業者の方々が非常に苦勞して何とか対応されていたことをすごく感じました。

2番目として請求についてですが、ご利用いただいているご父兄の自己負担金の請求の関係がありますので、上限管理をしっかりとしていかないと利用者様に変な迷惑をかけることとなります。土日が入ってくると、予定通りにこの上限管理をしていただいている事業者の方も報告が上がらなくて、請求に間に合わないという事例も実際にあったようですので、各事業所の方たちで協力し合いましょうとなり、再度、日程調整をさせていただきました。

グループワークでは、新型コロナウイルスの感染症で実際に休止になった事業所さんもあったことも踏まえて、実際どのようにコロナ対策を行うかというところを皆さんで意見を出していただいてまとめさせていただきました。そのなかでも、ペーパータオルを食べる児童がいる事業所では大量のハンドタオルを毎回洗濯して提供したり、マスクが付けられないような食事の時の僕らの意識づけとか。スタッフの方の指導がなかなか難しい事業所さんもお見えになりましたので、そこら辺が皆さん苦勞されたというのは聞かせていただきました。あと換気、消毒。この辺が実際私のところも利用していただいている事業所の方々が一緒にやってくれない。ずっとええやんってなかなか協力してもらえないというケースも実際にありました。感染防止を非常に重要視しておりましたので、その部分で各事業所でのかなりのご苦勞がよくわかりました。かといって、今も収束したわけではありませんので、今後またグロウスの会としても、再度この辺りを話し合い、利用者さんにとってもっともっと安心した場所を築いていければなというように思っております。

あと、4番目にですね、利用していただいている児童を学校へ迎えに行く時、下校時間が一定じゃありませんので、待ち時間が多くなってしまったり、各事業所さんもスタッフの数も限られておりますので、逆に児童を長く学校に待たせてしまうとか、そういうことも出てきてしまって、極力その辺を学校と事業所の方で連絡を密に取り合って、送迎をできるようにならんかなというところで、一度教育委員会の方へお願いをさせていただく方向で今動いています。

私からの報告は以上で、次回は2月28日に開催する予定で進めさせていただいておりますので、またよろしく願いいたします。以上です。

会長 ありがとうございます。次にですね、ワーキングチームの一覧表の下の一番右側にあります、地域生活支援拠点準備会の方からご説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。ご説明させていただきます。よろしく願いいたします。地域生活支援拠点

の準備会につきましては、前回の協議会 8 月 8 日に部会を持つことを皆様方にご承認をいただいたところです。三重県内におきましても 50%の市町がすでに地域生活支援拠点を始動させているというところで、松阪市は他市に比べて遅れているのではないかというお声もいただいたこともございます。ただ 8 月 8 日の協議会で部会を持つことのご承認もいただいて、10 月 13 日に第 1 回の会議を持つことができました。しかしながら、それ以前にも数年前から日中サービス支援型のグループホームであったり、吸引ができるヘルパー事業所の拡大、また松阪市における不足する資源の把握や事業展開についてということで、この拠点づくりの地盤を作っていく活動をしてまいりました。拠点づくりに備えた活動をするなかで、いよいよ実施に向けた本格的な協議を始めるというところになったのが、第 1 回の会議 10 月 13 日です。それ以降 12 月 6 日、1 月 12 日、そして、次の会議は 2 月 16 日を予定しておりますが、準備会の皆様方がどのような活動をしていただいているのかということをご報告させていただきます。

まず準備会のメンバーでございますが、精神科病院。二つの病院様から代表の方がご出席をいただくようお声掛けをさせていただいております。そして介護サービスと福祉サービスの生活介護や短期入所の開設を検討していただいている病院さん、一病院ですね。そちらの方からも代表の方がご出席いただいております。あとは日中サービス支援型の指定を受ける生活介護事業所の代表の方、喀痰吸引ができるヘルパー事業所の二ヶ所の事業所の代表の方、そして指定・特定生活相談の事業所、また指定一般。これが地域移行支援事業所の相談員ということで、メンバーの中に入れていただいて、協議を進めております。事務局としては松阪市役所の障がい福祉課様と、私どもの方で進めております。

で、どのようなことを進めているかということですが、地域生活支援拠点の仕組みについて、まず準備会でパンフレットを作成するということのご意見をいただき、また部会議員による同意がありましたので、そちらを進めておるところです。お手元に、既に配布をさせていただいている松阪市地域生活支援拠点のご案内をご覧くださいながらご報告をお聞き願えればと思います。

結論から申し上げますと、部会で作成するパンフレットは、今の段階では案でございます。完成版に至るまでは、協議会で皆様方からご意見やご承認をいただければと存じますので、何卒よろしく申し上げます。

先ほど申し上げました、今皆さんがご覧になっていただいているパンフレットの案についてご説明をさせていただきたいと思っております。このパンフレットの案については、配布の対象は松阪市民、そして福祉サービス事業所とさせていただいております。特に福祉サービスの事業者の方にも、地域生活支援拠点をご存じない方もいらっしゃると思いますので、その拠点というものの周知を目的として、支援者が記入していただく書類などの参考として、このパンフレットの中身を入れておくことという案がございます。

実際にパンフレットの中がどのような形になっているかということですが、まず 1 ページ目には目次というものがございます。その目次の中にはお問い合わせ先ということや、先

ほど申しあげました書式について URL や QR コードで読み取っていただくようなものを付けていきたいと思っております。

そして、いよいよこの説明というところで 2 ページ目からなんですけど、まず地域生活支援拠点とはというところで、前回の協議会でもご報告をさせていただいた通り、5 つの機能を持つ拠点づくりを松阪市が行うということでしたので、それぞれについてどのようなイメージ、どのようなコンセプトの下で活動していくのかというのが書かれてあります。

3 ページ目については、それを図で表せてもらいました。特に皆様方の中でお願いしたいというのは、左上の方に自立支援協議会というのが書かれてあります。これがこの協議会に当たるところでございまして、地域の体制づくりであったりとか、先ほどもご指摘をいただいた例えば、ヘルパーさんの人材育成、または資源の確保というところで、この協議会におかれましてはこの地域生活支援拠点についてご助言などをいただきたい、連携・協力をいただきたいというところで示させていただいております。

4 ページ目でございますが、5 つの機能をそれぞれもう少し詳しく文字で表そうというところでこのページが作られてあるのですが、先ほど申し上げたようにまだ案という段階です。ここは完成しておりませんので、次回にはお示しさせていただけるようにみんなで作っていききたいと思います。

5 ページ目につきましては、事業所様や利用を希望する方がどのように登録をしていたか。また、基本的にはこの地域生活支援拠点というのが、事前登録制ということで国が示してあるのですが、松阪市としてこの事前登録のある方で、ない方の拠点を利用される方がいらっしゃるかもしれないというところで、事前登録をされてない方はどういうふうな受付をしたらいいのかというのが図の中に示されてあります。

そして 6 ページ目には実際に登録をさせていただいて、拠点を緊急受け入れであったりとか、今後の生活の検討の流れというところで、準備委員会、またご本人、ご家族、市町、あと大きく関わっていただく計画相談の事業所がどのように動くのかというのが書かれております。

そして、その次 7 ページ。上から以降なんですけども、参考資料として付けさせていただくものでございます。エントリーシートということで、ご本人さん、またご家族が登録をまずしていただくというようなことと、8 ページには個人情報の取扱いに関する資料を付けさせていただいております。

9 ページ、10 ページなんですけども、こちらについては実際、平成 26 年にこの拠点を目指して、松阪圏域の 5 つの入所施設の事業所様、管理者さんやサビ管さんとともに作ったシートです。緊急に受け入れるというふうになっても、普段から関わりのない方を緊急に受け入れていくことは難しいなということをおっしゃっていただいたなかで、じゃあどういった情報があれば緊急事態が起こった時に普段から関わりのない方でも受け入れていただけるのかというところを議論いたしまして、このシートはエクセルで入力を簡単にしていくことができるので、施設の管理者様の方で作っていただきました。そのシートをこの地域

生活支援拠点の登録の時に提出していただくことによって、緊急事態が起こった時でも、登録していただいている事業所さんにその方の安心できる居場所を提供していただけるというものを目指すというところで活用していきたいと考えております。

今、この他にも事例ということで、3事例ほどどのように活動していくのかということも今後このパンフレットの中に入れていきたいということで協議をし始めたところでございます。それについては2月16日以降に委員の皆様と協議を重ねていくところでございますが、最終的には令和5年の、今年の秋の実施に向けて活動しているところでございます。これからも月1回程度は会議を行っていく予定でございますので、またご報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

会長 はい。ありがとうございました。最後ですが、松阪市生活介護事業所連絡協議会について事務局から報告をお願いします。

事務局 すみません。松阪市生活介護事業所連絡協議会の報告です。この協議会は平成28年から31年の間活動しておりましたが一度休止状態になりまして、昨年9月30日より活動再開いたしました。ですので、今後、自立支援協議会委員の選出依頼をさせていただきまして、次回よりこの場へご出席いただく方向で準備を進めていきたいと思っております。

活動内容は第1回を9月30日に開催し、15事業所17名が参加、生活介護事業所連絡協議会の今後のあり方について検討を行い、事業所同士の顔の見える横の繋がりを大事にしながら、事業所での困りごと等、情報交換の場にしたいという目的を明確にしました。またこの会の愛称について、ハワイ語で「ゆったり」という意味のラナに決定しました。第2回は12月9日に開催し、14事業所22名が参加、グループにおいて事例検討会を行いました。次回は3月10日の予定です。ご報告は以上となります。

会長 はい。ありがとうございます。それぞれの各ワーキングチームより活動を含め、経過報告終わりました。今までのご報告につきまして非常に限られた時間でございますが、予定の時間あと8分ですが、8分じゃ無理だろうと。若干超えるかなと思っておりますが、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。委員Eさんの方からですね。ご意見があるということです。

委員E 委員Eと申します。二つあります。まず一つ目ですが、それぞれの報告ありがとうございました。グロウスさんの報告なんですけども、紙に書いていただいているもの、資料をいただきました。読ませていただいているほどなとわかりました。通訳も見ながら文章を見て理解ができました。他のところの活動報告はペーパーのものがないので、手話と文章を見ることができなかったもので、できましたら紙ベースのものをいただくとありがたいです。今後ご報告の時は紙ベースでいただくとありがたいです。

二つ目です。地域生活支援拠点についてですけれども、案内パンフレットを今後作るというお話ですよ。その案が示されている資料だと思うんですけども、聞こえない人からすると不安なんです。手話通訳ついてるのかどうなのか。相談ができるのか不安になります。いろんなところで相談ができると思うんですけども、その時に手話通訳がついてるのか、ついてないのかそのあたり聴覚障がい者について理解があるのかどうかとても不安です。そういうふうなところ、事業所もそうなんですけれども、緊急の時に受け入れていただいても通訳がすぐ来てくださるのかどうなのかそのあたりがすごく不安です。そのあたりをお聞きしたいと思います。

また、人材育成についてなんです、その中に障がい者がそれぞれあると思うんですが、対応方法とか、支援方法はどうかという説明もしていただければいいなと思いました。以上です。

会長 はい。委員Eの方からは簡潔明瞭なご質問をいただきました。3点ございます。

事務局 まず、紙資料につきましては、出来る限り紙資料で配るようにしていきたいということで、今回事務局の方からお話させていただく時間がすごく短かったものですから、紙資料が用意できなかったということもございまして大変申し訳ございません。今後、資料の方をお願いしながらやっていきたいと思っております。しかしながら、常にできるかというそのへん難しいんですけども、出来る限り努力させていただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、地域生活支援拠点のいざという時の対応で、手話通訳者とはということでございますが、緊急時に手話通訳者さんが出ていただけるような体制があればいいんですが、どうしても難しいということはあると思っております。その時は大変申し訳ないんですが、基本的に筆談などということになってくるかと思っております。確実に24時間対応できるということはなかなかできないものですから。昼間の時間ですと基本的に大丈夫なんです、土日、夜間ということになってきますと、必ず手話通訳者さんがつけれるということはなかなか難しい点がございしますので、今は申し訳ないんですがお答えをさせていただくことはできかねますので、よろしくお願ひいたします。

委員E 委員Eです。聴覚障がい者って本当にいろんな人がいるんです。日本語が苦手な方もいますし、やっぱり手話が言語で、手話で話をする。手話の方が自然に自分の気持ちが表せるという方もいます。筆談もなかなか書けないという方もいます。それもご理解いただきたいと思っております。頭に入れといていただければありがたいです。緊急時に手話通訳者がいないという場合でしたら、どこかに手話通訳者を設置していただきたい。どこかの事業所でもいいです。そこに通訳者がいるよというような状態にしていただきたいですね。そうしていただけるとありがたいです。嬉しいです。いつ何が起こるかわかりませんので、聞こえない人

たちが安心して、何か緊急の時すぐ行って、手話通訳者がいるよというのがあればありがたいですし、ぜひ設置をしていただきたいと思います。以上です。

会長 はい。何かコメント。はい、委員Fさんお願いいたします。

委員F 委員Fです、どうも。この地域生活拠点ですね、3ページ目ですけども、医療機関、例えばですけども、4ページ目ですね。障がいの急な状態悪化というところ。これは、ちょっと急な状態になった時、救急ですね、救急に直接電話した方が、例えば心筋梗塞とかそういうのであれば、こういうところを通していたら時間が経つと、非常に危ないですから。今精神は、精神科救急。そういう救急の電話があるんですね。例えばグループホームとかそういう施設とかで興奮されててすぐ対応したいと。あるいは急変して意識がないとかね。まあ、意識があったらそっちに行くでしょうけど。そこの絵柄ですとね、必ず救急時の受け入れ体制を書いてありますけど、ちょっとこれあまりやると、逆に患者さんにとって良くないと思うんですよ。そこちょっとご検討いただけないですかね。直接その施設に行った方が時間短縮できますし、チェックした情報が伝わりますので、ご検討いただければと思います。以上です。

事務局 ご指摘ありがとうございました。我々の委員の中でも、救急というところの連携というのが描けていなかったのも、本日ご意見いただいたことを次回の会議の中で協議しまして、このポンチ絵の中に入れていけるようにしたいと思います。ありがとうございます。

委員F 松阪はですね、一般救急は三病院で毎日回していますし、精神科救急は三重県は取り組んでおいて松阪市の病院もそこに参加させていただいているんですけど、その連携ですね。そういうのを利用するのが一番スピーディだと思います。

事務局 ご意見ありがとうございました。

会長 ありがとうございます。他にありますか。

委員G すみません。委員Gでございます。私も事務局にご報告いただいた生活支援拠点のパンフレットの案の方にですね、こういうパンフレットすごくいいなと思って期待しています。3ページなんですけれども、ここの図がすごく大事ななと思っておりまして、機能というのがバックで囲まれていて、上下にあってそこから矢印出てるんですけど、矢印そのものが機能になって思うんですよ。ですので、むしろ矢印が本人とか家族からすべてに出ていくものであって、その矢印に相談、支援を行う場合に相談とかあった方が。使わせていただく者からどっちの方向向いて支援を求めていけばいいのかとか、どこから支援がいた

けるのかというのがわかるのが重要だと思うので、この機能からじゃなくて、本人、家族がもっと真ん中に大きくあって、そこから矢印が出ている方が皆にはわかりやすいかなって見ていて思いましたので、ちょっとご検討いただけたらいいかなと思います。以上です。

会長 はい。じゃあこの関連で。はい。委員Fさんお願いします。

委員F これ生活支援拠点の事業所さんを中心に書いていただいているのは理解できるんですけど、矢印のですね、例えば医療機関とかね、グループホームとか行くわけですし、あるいは他のも、ここに保健所さんは書いていないんですよね。もうちょっとたくさん線ができるはずなんですよ。もっとそのあたりを検討していただいて、行ったり来たりがあるわけですから。やはりこれを見て、ここへすべて集約されていくような感じですので。そうじゃなくて、横のいろんな連携がある。もうちょっと詳しく精査していただいてネットワーク作っているわけですから。そのあたりをきちんとわかるようにご検討いただきたいと思います。

会長 はい。事務局はいろいろと大変でしょうけど。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。これから検討材料としていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

委員A すみません。最後に。

会長 はい。それじゃあ委員Aさんお願いします。

委員A すみません。私、視覚障がい者ですので、さっきの質問と一緒にデイジー版を作っていたきたいというのが要望です。もし配られるのであれば、それをお願いしたいということと。

事務局 デイジー。

委員A 読んで、シリィに入れるやつです。

会長 文字で。

委員A 文字を音声で。デイジーというフォーマットで入れると短くなる。お願いしたいと思えます。

それから一つ。これ今、皆ワーキングチームからの報告がありましたので、これ自立支援

協議会で認めたらこれが進んで行くという理解でよろしいんですか。報告だけですか。各ワーキングチームから報告あったけど。

事務局 ワーキングチームから報告いただいている内容については、各ワーキングチームでご検討等された内容でございます。この自立支援協議会の支援拠点については、行政的に必要に応じて別に作らせていただいたワーキングチームでございますので、少し取り扱いが変わってこようかと思えます。そういう点です、自立生活支援拠点につきましては、行政がしっかり事務局として入って形つくっているものですから。最終この原案に入った中で、行政的には調整も行った上で、最終この会にかけさせていただいて同意をいただいたら、この中身で自立生活支援拠点の設置という形へ進んで行くというふうにご理解いただけたらと思えますので、この拠点と他のワーキングチームとの差が少しあろうかと思えますので、その辺はよろしく願います。

委員A すみません。ワーキングチームはどうなるの。ワーキングチームはこういうことあったということについては。それで実践許可認めるということですか。

事務局 認めるというか、活動を報告していただいたということになります。決まったことが、ここで決めていただいた上で決定ということにはならないというふうに思っております。

委員A それは。

事務局 申し訳ないです。例えばリエゾンの事案があればですね、協議をここでしていただいて、行政的な決定とはなりませんので、それにつきましては。どういう形でそれを対応していくか行政的には考えさせていただくという形になろうかと思えます。

委員A 何でこんなこと言ったかという、自立支援協議会って障がい者が自立するためでしょ。障がい者の意見がなくてそのまま行っていいんかなと思ったもので。

事務局 すみません。この場でご意見をいただきながらやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

委員A そしたらさっき言ったようにここで決定するということですよ。せやないと、自立支援協議会の意味がないやん。

事務局 すみません。失礼します。自立支援協議会については基本的に国の総合支援法にお

きましても、申し訳ないんですけども、「協議の場」という位置づけでございまして。この「協議の場」で様々な方がご議論をいただく中で、その後どのような形で議論いただいた事案等について対応していくか、例えば前回の時もたしか申し上げたかと思うんですが、自立支援協議会の場へ持って行く、または行政のところへ持って行くとか様々な方法があるかと思っておりますので、その時その時に、その事案によって異なっていくというふうに考えておる次第でございまして。よろしく申し上げます。

会長 予定通りと言いますか、時間がオーバーしてしまいました。最初に予定しておりました3時というのは少し超えてしまいましたけれども、今までのことにつきまして審議事項ですね、協議事項、事項書に沿ってやってまいりました。最後にその他でございまして、事務局からお願いしたいと思っております。

事務局 失礼します。お手元に障害福祉サービス事業者における障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について、1枚もので両面刷りの資料でございまして。これにつきましてご説明を、情報共有ということでよろしく申し上げます。

令和5年1月20日付でございまして、厚労省の方から発出された文書でございまして。中段あたりにあるんですが、今般、北海道内の共同生活援助事業所の利用者さんが不妊処置を受けていた事案について公表がされました。これについて事業者が障害福祉サービス等の利用の条件として避妊処置等を求めること、また利用者に対し、避妊処置等を強要することは、障害があることを理由に子どもを産み育てられないものとして支援することはあってはならないという条項で周知の文書でございまして。それで、障がい者がどのような暮らしをするか、また本人の希望が前提でございまして、その意思決定を丁寧に支えることが重要であるということでの通知がなされた次第でございまして。

そして、この文書の中で、裏面の方になりますが、本人の希望の実現に向けた意思決定支援や必要な支援の提供ということで、そこは非常に重要ですよというのが一番目でございます。そして障害福祉と子育て支援や母子保健施策としっかり連携をして、このご家族を支えてくださいよということが二点目でございます。また三点目として、子どもの養育を支えるための支援等として、障害福祉サービスの利用者が妊娠し、各種支援が必要な場合においては、関係者による個別ケース検討会議等を開催するなどにより、その支援方策を丁寧に検討し、障害保健福祉部局、母子保健部局、また児童福祉部局と連携をして各種サービスをしっかり障がい者やその子どもの養育を支えるための必要な支援という形でやってくださいという文書が発出されました。これは非常に大切なことだと判断しましたので、この場で情報共有をさせていただきます。よろしくお願いたします。以上です。

会長 はい。ありがとうございます。事務局から、国からの連絡についてご説明がありました。

事項書に沿ってやってまいりましたが、私の責任はここまでということだったと思います。従いまして、ここからは事務局の方から今後のことにつきましても、改めてご連絡をお願いしたいというふうに思います。お願いします。

事務局 はい。本日は長時間にわたりましてご協議いただき誠にありがとうございました。次回の会議につきましては令和 5 年度の夏頃までに開催を予定しております。日程が決まり次第、開催通知をお送りいたしますので、よろしく願いいたします。また会長におかれましては、円滑な議事進行を賜り誠にありがとうございました。

では、以上をもちまして、令和 4 年度第 2 回松阪市障害者地域自立支援協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。